

## 第2回療育推進事業検討会会議録

日 時 平成27年11月19日(木)

午後2時～午後4時

場 所 逗子市役所5階 第6会議室

### ・出席者

友野京子メンバー 加藤暁子メンバー 山本啓一メンバー 中野由美子メンバー  
小林倫メンバー 角野禎子メンバー 中村妙子メンバー 川名裕メンバー  
早川伸之メンバー  
小川アドバイザー

### ・欠席者

重松美智子メンバー 鈴木浩之メンバー

### ・事務局

須藤福祉部長 新倉障がい福祉課長 雲林障がい福祉課係長  
伊達障がい福祉課専任主査 佐藤障がい福祉課係員

### ・県央福祉会 宇山秀一氏

### ・傍聴(4名)

### 1. 開 会

### 2. 検討テーマ (仮称)療育・教育の総合センターについて

(1) 相談から利用までの主な流れについて

(2) 送迎について

### 3. その他

### 4. 閉 会

【新倉障がい福祉課長】 皆さん、こんにちは。お忙しいところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。これより、平成27年度第2回逗子市療育推進事業検討会を開催させていただきます。

本日は、メンバーの鎌倉保健福祉事務所の重松課長、それから児童相談所の鈴木課長から欠席の御連絡をいただいておりますので、御報告させていただきます。

初めに、お手元にお配りさせていただきました、本日の資料を確認させていただきます。

【伊達障がい福祉課専任主査】 資料を確認させていただきます。本日使用する資料といたしましては、1が次第です。続きまして、メンバーの皆様には、事前に郵送させていただきました資料の1及び資料の2、以上となっております。

今日お持ちでない方とかいらっしゃいましたら、挙手いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

確認は以上です。

【新倉障がい福祉課長】 それでは、次に進みます。

本日は、現在、福祉会館で通園事業の引き継ぎを行っております、社会福祉法人県央福祉会の宇山さんにも御出席をいただいております。

宇山さんから一言お願いいたします。

【宇山氏】 初めまして、こんにちは。社会福祉法人県央福祉会の宇山といいます。この10月から、逗子に来させていただきます、今現在、社協さんが運営されています、親子教室ないしはグループの引き継ぎ業務に入らせていただいております。

今後、また皆様にもいろいろと御相談をさせていただいたり、アドバイスをいただきながら進めていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

【新倉障がい福祉課長】 ありがとうございます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

次第の2の、検討テーマに入らせていただきたいと思います。本日は、傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、入室させていただきます。お願いいたします。

それでは、今回の検討テーマは、「相談から利用までの主な流れについて」と、「送迎について」ということにさせていただきます。

まず、1点目の相談から利用までの主な流れについて説明をさせていただきます。

【雲林障がい福祉課係長】 障がい福祉課の雲林から、1つ目のテーマであります、相談から利用までの流れにつきまして、御説明させていただきたいと思いますが、そのテーマに入る前に、第1回の検討会で、5月27日に一度開催させていただいておりますので、その検討会後の、センター整備の状況について、初めに御説明をさせていただこうと思います。

まず、1つが、ハードである施設整備についてですが、本年5月に検討会開催後、6月末に設計が終わりまして、その後、神奈川県に確認申請いたしまして、チェックを受けて、9月1日付で確認済証がとれました。この設計で建ててオーケーですよということです。

その設計に基づいて、工事費の積算をしまして、9月の市議会に提案をしまして、認めていただき、10月から今月にかけて、入札を行ってきました。先週13日金曜日に、施工事業者が決定しました。今後は仮契約、それから12月の市議会定例会において、議会を経た上で、本契約をしまして、来年1月から6月までの約半年、工事を行いまして、開設に間に合わせていく予定となっています。

それからまた、今度、広報12月号に、センターの愛称募集の記事を掲載する予定でございます。次回検討会において御意見をいただきながら、決定していきたいと考えております。

それからもう一つ、ソフトであります療育についてですが、センターにおける相談部門と、あと療育部門の整備につきましては、スケジュール的に4段階の期間として考えております。具体的には、第1段階は、ことしの10月から来年3月までの社会福祉協議会から新しい療育事業者でございます県央福祉会の通園事業に関する引き継ぎ期間。第2段階は、来年4月から9月まで、県央福祉会による福祉会館での通園事業の継続期間。この段階では、現在の療育相談室で行っています相談業務ですとか、機能訓練の対象年齢を18歳まで拡大する予定ですが、ただ、福祉会館内での限られたスペースで少しずつ拡大しながらの運営になると思っております。それから第3段階は、その後10月、療育センター開設後の未就学のお子さんを対象としました児童発達支援事業への移行期間。最後に第4段階は、平成29年4月から学齢期、18歳までのお子さんを対象とした、放課後等デイサービスのスタート期間と考えております。

そういった中で、今回の通園事業を担っていく、新しい事業者さんについて、7月に選考委員会を開催し、プロポーザル方式による選考をしまして結果、社会福祉法人県央福祉会に決定いたしました。

今現在は、スタッフ3人の方に現場に入らせていただきまして、10月からの6カ月間で、お子

さんやその保護者さんと信頼関係を築きながら、今後のセンター開設に向けたサービスにスムーズに移行できるような引き継ぎを行っているところであります。現在の状況につきましては、後ほど、また宇山さんのほうから、状況報告していただきますので、よろしくお願いします。

その引き継ぎ業務開始に当たりまして、引き継ぎ業務自体は10月から開始はしたのですが、その前段としまして9月に保護者説明会を開催しまして、障がい福祉課からセンター整備に関するスケジュールですとか、あと、センター開設後に提供していくサービスの利用者負担額について御説明をさせていただきました。

今後、保護者説明会を繰り返し開催していく予定ですが、例えば、来週24日と27日に県央福祉会から、今行っている引き継ぎですとか、そのタイムスケジュールについて、利用者に御説明をさせていただく予定も実はありまして、あと、来年2月または5月に、センター開設後に対象年齢を拡大したりですとか、もしくはサービスを使うのに、今後、法定給付になって手続きがいろいろ必要になるものですから、そういった諸手続について障がい福祉課から丁寧に説明を行っていく予定であります。

それが御報告というのが1つと、本日の本題にまいりまして、まず初めに、センターにおける療育の内容について御意見をいただくに当たって、お手元にございます資料1を使って、サービス提供の流れですとか、相談機能の概要について御説明をさせていただきたいと思っております。

この資料1の2ページ目を開いていただきますと、こちらにある下に書いているのが、(仮称)子ども発達支援センターの支援のイメージとありますけれども、これは基本構想・整備計画に掲載されているものでして、センターの関係機関との連携ですとか、あと、相談支援事業所や、子どもを対象とするサービスを提供する民間事業者との関係をあらわしたものとなっております、こういった療育を取り巻く環境を踏まえて、センター内でどのように相談部門と療育部門が連携してサービスを提供していくかというところが、資料1の2ページ目になります。

こういった相談から専門職による機能訓練ですとか、あと、児童発達支援事業などの、いわゆる障がい児通所支援サービスと言っていますけれども、そういった利用に至るまでの流れを、こういった形でフローチャートにしたものが、資料1になります。

かいつまんで流れを御説明しますと、例えば、電話や来所によって、相談からインテークに入りまして、心理士の発達検査ですとか、その後、支援会議における療育方針を検討した後、

保護者へのフィードバックをして、そのお子さんごとにSTやOTによる指導・経過観察、それらを経たフィードバックを行いまして、機能訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスなど、具体的なケアを実施し、その後も、また支援会議ですとか、保護者へのフィードバックを重ねていくというような、PDCAを重ねながら、一人一人により個別に細かいケアを実施していくことを、こちらのフローチャートは示しております。

次に、資料1の3ページ目にまいりまして、このようなサービス提供の流れにおけますセンターの機能について御説明させていただきますと、1番としまして、市直営の相談部門においてどんなことを考えているかと申しますと、相談内容に応じたコーディネートを基本としますワンストップの相談を受け付ける。これは基本構想にも掲げられたことです。それによって保護者の幅広いニーズを受けとめ、相談しやすい体制づくりを行っていきます。

1番目の丸に書いてあります、成長段階に応じたあらゆる相談に対応しますというところでは、直営による相談部門は、基本構想・整備計画の重点的に取り組む事項を実現するために、職員としての相談員、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、保育士などの専門職が配置される予定となっております、そういった専門職による電話ですとか、面接のほか、必要に応じて出張相談窓口をつくりまして、保護者の不安に寄り添いつつ、エンパワーメントの視点も入れた説明と助言・指導等を行っていきたいと考えています。

そのほか、嘱託医も整形外科1名、それから児童精神科は幼児期と学齢期と各1名ずつ、計3名のドクターに、月に約1回程度の医療的コンサルを行っていただきまして、個々の必要に応じて、医療機関との連携も行っていくと考えております。

そのほか、市のホームページですとか、子育てポータルサイト、勉強会を通じまして情報発信も行っていきたいと考えております。

2つ目の丸の、適切な機関の紹介、つなぎ、調整を行いますというところでは、主に連携について書かれているのですが、相談部門では、アセスメント、検査や経過観察によって、対象となる子どもの特性を把握した上で、一人一人に合った療育やサービスを選択していこうと考えております。

お子さんによっては、先ほどのフローチャートにありました、そういったアセスメントを通じて、このセンターでの療育を利用していただく。また、お子さんによっては、機能訓練を使っただけ。また、別のお子さんは、例えば民間の事業所を使っただけというようなこ

とを選択していくというところを考えております。

あと、個人情報の取り扱いに配慮しながら、療育部門と計画相談支援事業所ですとか、他のサービス事業所、子育て支援機関、学校や保育所などとの連携、つなぎを行って支援していきます。

あと、巡回相談というところでは、定期的な巡回相談を行って、スーパーバイズをしたりですとか、必要に応じた担当者会議を実施することによって、幼稚園・保育園・学校や教育研究所との情報共有や支援者支援などを行い、お子さんが集団生活の中でいきいきと過ごせるように、間接的な支援を行っていきたいと考えております。

相談業務のほか、個々のお子さんに必要な頻度で、専門職による機能訓練や指導を実施していきます。

そのほか、幼稚園・保育園の先生向けも含めた交流会ですとか勉強会、それから啓発のための地域交流イベントなども、療育部門と共同して行っていきたいと考えております。

一番下の米印のところは、資料1のフローチャートの中で、相談部門と療育部門の間に縦の点線があるんですけども、実務上、その部分に、指定障害児相談支援事業所が、逗子市内であれば湘南の風になるのですが、そういった相談支援事業所による、いわゆる大人の方でいうとサービス等利用計画に当たる、障害児支援利用計画の作成とモニタリング、それから療育部門でサービスに使うための、通所支援計画作成とモニタリングも入ってくるということで、その中では、相談部門の相談員がフォローして、相談支援事業所と連携していくことになると考えています。

次に、2番の療育部門のところに入りまして、こちらは先ほど御紹介したとおり、県央福祉会に行ってもらう予定としておりまして、まず、その児童発達支援事業につきましては、平成28年10月センターオープンと同時に実施していく予定であります。対象としましては、未就学のお子さんで、必ずしも手帳は必要でなくて、心理所見ですとか、あと医師の診断書、児童相談所の意見等によって、支援の必要性が認められて、かつ、相談部門において、センターでの計画的な療育の必要が認められた方を対象と考えております。

②の療育内容としましては、集団と個別の療育におきまして、日常生活につながるような工夫を通して、基本的な生活習慣ですとか、あと幼稚園・保育園・学校を見据えた、社会性を養うような発達支援を行っていくことを考えております。

それから家族支援というところでは、保護者とともに、子どもの特性や行動を理解し、必要に応じて療育場面を動画等で確認して、家庭での療育をアドバイスしながら、安心して子育てができるような支援をしていくことを考えております。

そういった意味で、家族支援を大切にしていけることもありますので、保護者同伴通所を前提とした送迎を行ってまいりたいと思っております。

それから機関連携というところでは、相談部門と協力をしながら、療育部門を利用するお子さんが在籍する幼稚園・保育園の巡回を行い、幼稚園・保育園との情報共有ですとか、支援者支援を通して、子どもの支援を行っていくということを考えております。

次に、29年4月から始まる放課後等デイサービスにつきましても、対象としましては、こちらにも手帳のある、なしは関係なく、先ほどと同じで心理所見ですとか、医師の診断書、児相の意見を踏まえて、支援の必要性が認められた学齢期のお子さんということになります。

療育の内容としましては、年齢が上がりますので、より集団生活、社会性というものを身につけるといところで、本来、御本人が持っている力を養い、さらに引き出し、できないところは支援を受けながら、できることを、なるべく一人でやっていけるような生活に向けて、コミュニケーション、ルールを意識した、小集団活動ですとか、あと日常生活スキルとか、就労への意識を拓げる課題や、製作活動を集団と個別の療育によって支援していくようなプログラムを考えてまいります。

あと、家族支援というところでは、例えば、就学に際してですとか、さらには小学校から中等部、それから中等部から高等部というような進学の時期、思春期、または就職なども、そういったタイミングになりますが、そういったライフステージごとに直面する課題に対して、保護者とともに協力しながら取り組み、将来へ向けて家族支援を行っていくということで、具体的には、先ほど申し上げたような障害児支援利用計画ですとか、通所支援計画の作成と、あと、少なくとも6カ月に1回はモニタリングということがありますので、そういったモニタリングの機会ですとか、あと就学期前後とか、卒業時ですとか、保護者面談の機会を利用して、アセスメントによる評価ですとか、その後の療育方針ですとか、例えば、これも基本構想に書いてあった（仮称）子育て支援ファイルなどの情報を保護者と相談・療育両方が共有する場を設けていくことも必要ではないかと考えております。

それとあと、こちらの児童発達支援事業を行う事業者には、教育研究所と協力しながら、療育

部門を利用するお子さんが在籍する学校への巡回を行って、学校との情報共有ですとか、支援者支援を通して子どもの支援を行っていくことも考えております。

そのほか、家族同士の勉強会ですとか、地域とのオープンデーとか交流イベントもやっていたらと考えております。

こういった意味で、センターで行う療育の基本的な考え方としましては、基本としては、これまで福祉会館で行ってきた療育を引き継ぎつつ、相談部門は直営でありますし、児童発達支援や、放課後等デイサービスなどの法定給付のサービスにつきましては、県央福祉会に委託して実施をすることで、専門的かつ組織的な運営を目指して、そのことによって療育の基盤を充実させていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございますけれども、続けて、県央福祉会の責任者である宇山さんから、今現在、進めている社協からの引き継ぎ業務の状況を、簡単にお話ししていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【宇山氏】 座ったままで失礼いたします。

現在、10月から社会福祉会館の2階に事務所を設置させていただきまして、業務を始めております。10月から11月の頭ぐらいまでは、現在どのようなグループ活動や、親子教室の運営をしているかということ、まず見学というか、観察という形で様子を見させていただきまして、その中で、我々自身が、今後、親子教室等を引き継ぐに当たりまして、何か新しくつくるといよりは、今現在あるものを活用しながら行っていきたいと考えておりますので、それぞれ先生方の動き方だったりとか、運営の仕方ということを見させていただきながら、11月に入って、先生方と相談をしながら、今度は個別的な引き継ぎ業務を始めたいと考えております。それに際しまして、先ほど障がい福祉課からお話がありましたが、来週に、県央福祉会として、どのように引き継ぎ業務を行っていくかという、タイムテーブル等をお示ししながら、やはり御家族にも不安があると思っておりますので、まず説明会の場で、県央福祉会がどのような、今まで療育を行ってきたかとか、また今後、そういったものを、どのように少しずつ逗子の中に入れていきながら一緒にやっていきたいかということをお伝えしながら、計画をお伝えしようと考えております。

一遍には難しいので、11月の連休明けから、今現在、逗子市の親子教室に関しましては、担当制をとっていることもありますので、まず1人の先生が担当しているお子さんに関しまして、



我々は過去のケースファイル等を確認し、その中でお子さんを捉えながら、実際に療育の場面の中にかかわらせていただき、そして、そのかかわることでもた、見えてくるお子さんの様子だったり、また現在の担当の先生からのお子さんの様子を伺い、それらをアセスメント表だったりプロフィール表のほうに落とし込みながら、より、そのお子さんたちを具体的に理解していこうと考えております。

順次、担当の先生から引き継ぎながら、1月ぐらいいまでに時間をかけて行っていき、1月に入りますと、親子教室は親子面談が入るということがありますので、そこに一緒に入れていただき、御家族の現在の思い等を伺いながら、御家族と4月以降に向けてのお話を行って取り組んでいきたいと思っております。

実際にお子さんたちにお会いしながら、お子さんのアセスメント、また、今後のお子さんの療育方針的なものを御家族から伺ったり、また、現在の先生からお伺いしながら、4月以降に向けての新計画の作成を進めていき、3月までに引き継ぎ業務を行いまして、4月からスムーズに移行できるように取り組んでいきたいと思っております。

今、3名のスタッフで入らせていただいておりますが、1月からもう1人スタッフの配置を法人の内部でも相談しながら、恐らく大丈夫だろうと思うのですが、追加しまして、よりお子さんの様子を伺いながら、また現場に入るスタッフと御家族との顔合わせを入れながら、御家族が安心して利用できるような仕組みをつくっていただけると考えておりますので、よろしくお願いたします。

**【新倉障がい福祉課長】** ありがとうございます。

私から、説明の冒頭で、施設整備の関係で御報告をさせていただいたしましたが、それに補足をさせていただきます。

第3回の市議会の定例会において、改修工事の補正予算の議決をいただいておりますが、そのときに、この事業の目的であるゼロ歳から18歳までの切れ目のない支援の推進をしていくことは十分に御理解いただきました。また、実は、前回の検討会のときに、3階まで全部含めた形での改修工事を予定しているという説明をさせていただきましたが、予算の関係上、どうしても1、2階部分のみの改修ということに、結果的になりまして、それで議会に予算も提案させていただいたという経緯がございます。

その中で、景観審査委員会ですとか、この検討会でも、外観のところでも少し御意見をいただ

き、それを提案させていただきましたが、建物の外観などの設備については、その有用性について、市議会の委員会の中でも議論をいただきまして、その3階の部分につきましても、全体として（仮称）療育・教育の総合センターとしてスタートできるように、教育研究所の部分の設備への配慮も求めていくというような御意見もいただきましたことを御報告させていただきたいと思います。

結果的には、現時点では1、2階の改修工事となっております。

以上、御報告させていただきました。

では、ここまでのところで御意見、御質問等ございましたら、手を挙げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【角野メンバー】 この資料1のところで、相談のところは、電話と来所となっています。私、余り逗子市の事情はわからないのですが、今、子どもの貧困という問題が非常に大きく取り上げられております。きちんとした親御さんがいらっしゃるから、相談には電話と来所ができていますから、その手前で、例えば検診で見つけられたとか、逗子市にはほとんどないのですか。

【新倉障がい福祉課長】 検診で、療育的な支援が必要と思われるお子さんにつきましては、現在も母子保健との関係の中をつないでいただいて、相談につながるということになって、そういう仕組みができております。

【角野メンバー】 わかりました。この相談は、そういう方たちも、この相談につながると。

【小林メンバー】 この市直営の相談部門ですが、形としては障がい福祉課の機能の1つというか、障がい福祉課についている機能として行うのか、それとも教育研究所のように、完全に独立した相談の機能なのか、その辺を教えていただけたらと思います。

【須藤福祉部長】 今、その辺を議論しているところで、まだ、どういうふうにするかというのは、協議している最中でございます。

【小林メンバー】 わかりました。

【中野メンバー】 今のとちょっと似ていることも私も聞きたくて、その相談のところに来ると、専門職の心理の方とか、PT、OTがいてということですが、それを束ねるのは誰なのかというのがやはり気になった。

そのPT、OTとかは、お医者さんの指示がないといけないと思いますが、そのお医者さん

の指示は、囑託医がなさるのか、今の親子教室で、PT、OTの方は、外部のお医者さんに行って指示書をもって、受けているようなことを聞いたので、その辺がどうなのかということと、あと、そのPT、OT、心理は、常勤の方がいらっしゃるのかどうか。相談に行って、また不安があつて行ったときに、前の方がいないとか、そういうことになると困るので、常勤の専門職がいて欲しいと思うのですが。直営部分と療育部門とあつて、その辺の関係がわからないし、センター長はどこに置くのかとか。

誰か必ず同じ人がいるという状態が、相談に行く方にとっては必要なことかなと思うので、常勤の専門家が欲しいとは思いますが、そういう方は置いていただけるのかなということが一つ。

もう一点は後にしましょうか。一つずつで。

**【雲林障がい福祉課係長】** 組織的なところは私からはお話しできないので、そこは別としまして、PT、OTの訓練につきましては、本来、ドクターが常駐するというような形であれば、そこで処方してということもあるとは思いますが、現状ではなかなかできないところもありますので、基本的にはこれまでどおり、主治医の先生にもらってきてもらった上でという形にはなります。ただ、PT、OT、STも含めて、専門職は、なるべく1週間いない日がないという形の配置を考えてはおります。

**【中野メンバー】** というと、初めてちょっと子どもに不安があつて相談に来られた方で、やはりPT、OTに見てもらふ必要があるなという方は、そこにいるPT、OTが、お医者さんはいない状態で診るということですか。

**【新倉障がい福祉課長】** お子さんを診ていただけるかかりつけがないというような方につきましては、医療機関と連携をできるような形をお願いをしております、そういった場合は、受診が必要であればそちらに御案内をさせていただくというような形をとりたいと考えております。

**【角野メンバー】** 今のだと、どこかの時点では診断はついているのですか。そうしないとそのときの状態が悪いとか、あるいは心配があつていらしたときに、PTとOTとSTがいても、そこで何かのアドバイスをすることになると、なかなか難しいのでは。

病名などがきちんとわかっているならばその人たちでできるかもしれません。

初めての相談を受けるというのがST、OTとかということになったら、それはそれで一回、

またもう一度専門ドクターが診て、ある程度診断をしないと、できないのでは。

【新倉障がい福祉課長】 今現在も、整形のお医者様が、月1回という形で、きておりました。

【角野メンバー】 どこへ行っていただくというようなアドバイスをするのかとか、STとかOTでは少し振り分けが難しい。そうではなくて、例えば、子どもを主に扱って診ているナースがそこにいて、相談を受けて、どこに振り分け、いわゆるトリアージですけど、そういうことをするというのであれば、非常にスムーズにいくのではないかと思います。

【新倉障がい福祉課長】 保健師もこちらに配置します。

【角野メンバー】 保健師さんがいられるのであれば。

【新倉障がい福祉課長】 保健師も含めて、入り口の相談にはかかわっていく予定であります。

【角野メンバー】 じゃ、よろしいんじゃないでしょうか。保健師さんは常勤ですか。

【新倉障がい福祉課長】 保健師は週3日ということで、非常勤で今のところは考えております。

御相談をいただく場合には、まずお電話いただいて、予約をいただいてという形になるかと思っておりますので、それはスタッフがそろっているところでお受けしたいと考えております。

【山本メンバー】 流利的なところは、大体こんな感じなんだろうなというのは、大体把握できたんですが、その情報共有の仕組みみたいなものというのは、これから考えていくのか。それとも、例えば、今のお子さんの状態を何かシートに書いて、将来にわたってそれを積み重ねていくのか。そのフォーマットをどうするかとか、その辺が見えてこない。何かあれば教えていただきたいが。

【雲林障がい福祉課係長】 今、決まっているものというのはありませんが、ただ、今回、県央福祉会だけでなく、相談部門についても、4月に向けて、そのファイルの引き継ぎをしつつ、4月以降、福祉会館に移って業務を進めながら、それをデータベース化していくか、共通のケースファイルをつくって、それをセンターとして情報共有するためのツールとしてそれを使うというのが一つ。

もう一つは、(仮称)子育てファイルと言っていますが、平成28年度のセンター開設前ぐらいまでには形にできるようなものにしていきたいと思っております、生まれてからの生育歴ですとか、その後も就学してからも、教育の支援シートと一緒にファイリングできるようなものにしていけたらと考えております。

【山本メンバー】 わかりました。（仮称）子育てファイルがそのベースになるもので、これからは引き継ぎをしながら、ということ。

【雲林障がい福祉課係長】 引き継ぎは、センターとしての情報ということで、子育てファイルは、親御さんと共有して、基本的には、保護者さんに持っていただけるものと思って考えています。そのつくり方も、センターで勉強会みたいなことを開こうと考えています。

【新倉障がい福祉課係長】 4月にスタッフがそろったところで、意見をもらいながら土台をつくって、また皆さんにも御意見をいただきながらという形になるかと思しますので、ぜひ御協力をお願いいたします。

【中野メンバー】 療育を利用する場合には、サービス等利用計画の作成が必要になるということで、そのサービス等利用計画をつくるのは、県央福祉会がやるのですか。

【雲林障がい福祉課係長】 児童発達支援や、29年度以降の放課後等デイサービスについての、個別のサービス支援計画につきましては、県央福祉会が作成しますが、サービス等利用計画に当たるものは、県央福祉会ではなくて、逗子市内であれば、例えば湘南の風など相談支援事業所をお願いをしていくという形になります。

【中野メンバー】 もう相談支援事業所は、手いっぱい負担が余りにも大きいので、何かもっと専門的なところで、それをやっていただけたほうがいいかなと思ったのですが。

【新倉障がい福祉課係長】 県央福祉会ではないんですが、これから逗子に、計画相談も開設したいという事業所のお話もいただいておりますので、現時点で湘南の風にかなりの負担がかかっているのはこちらも承知しておりますので、振り分けも少しできるようなことも考えつつ、進めていきたいとは思っております。

【中野メンバー】 来年の4月から、それが必要になるんですね。

【新倉障がい福祉課係長】 来年の10月からになります。3カ月ぐらい前から準備は進めていきたい。

【加藤メンバー】 手帳の有無を問わずというところが少し引っかかっていて、18歳までずっと引き続きというのですが、その線引きみたいな感じが、何かあやふやになってしまいそうな感じで。手帳をとっていなくても、計画相談支援事業所を受けられるのかとか、金額とかも違ってくるでしょうし、その辺のこととかは。

【雲林障がい福祉課係長】 一昔前までは手帳ありきというところはあったのですが、今現在

は、市によって対応の差はありますが、基本的には手帳はなくても、児童相談所とか更生相談所で療育の必要性が認められればサービスを利用できるという形になっていますので、このセンターとしても、基本的には法律のルールに沿って、さらに言うと公共機関にかかわらず、心理所見などでも、柔軟に対応できたらとは思ってしまして、まだ小さいお子さんで、まだ確定もできないという方も結構いらっしゃると思うので、そういった意味では少し間口を広げておきたいというのもありまして、こういった形で考えてはいます。

【加藤メンバー】 手帳にかわる療育証みたいなものが発行されるというわけでもないのですよね。市によっては、そういうのもあります。

【新倉障がい福祉課長】 逗子の場合は、現時点では、お医者様の診断書とか児相の所見、あとは療育相談を利用されている方など、その状況に応じて御利用いただけるということになっておりますので、引き続きそのような対応をさせていただきたい。

【友野メンバー】 医療機関のところで、精神科の先生を、幼児期に1名、学齢期に1名というように、先ほど伺ったのですが、これは今も対応はなさっているわけですか。

【新倉障がい福祉課長】 今現在も、児童精神科のお医者様に月1回程度来ていただいております。引き続きお願いするというのと、加えて、学齢児も含めた対応ということで、もう1名、こちらは2カ月に1回になるのですが、もう1名来ていただくことにしております。

【友野メンバー】 もう決まっているのですか。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【友野メンバー】 わかりました。

【新倉障がい福祉課長】 いかがでしょうか。

小川アドバイザーのほうから何か。

【小川アドバイザー】 先ほどPT、OTの話がありましたが、全国的には子どもの部分で、診療所を持っているところは数少ないと思います。PT、OTがいても、要するに医療ではない形でPT、OTがかかわるということが、どちらかというと一般的で、横浜だと完全に医師が処方して医療という形でやるのですが、そこはむしろレアケースで、全国的には福祉の中でやっていて、全体的にも大きな問題はなくやられていると思いますので、逗子のやり方もそれにある意味倣っているということで、特に問題はないだろうと思うのと、やはり母子保健でも、実際、肢体不自由のお子さんとかであれば、こちらにかかる手前で、多分主治医がいる。その

辺の情報というのは、相当把握されていると思いますので、それをもって御相談いただければ、実際の流れとしてもスムーズに行くのではないかなと思っております。

【角野メンバー】 その情報があるということが、前提ですか。

【小川アドバイザー】 そうです。

【角野メンバー】 それがないと対応というか御相談と言われても、この方たちにはできないのでは。

【小川アドバイザー】 多くはその手前の母子保健で把握されているということが大半でないかなと思いますので、完全に何もなくて飛び込みでということは、もちろん想定はしていますが、人数的には少ないだろうと思います。

【角野メンバー】 飛び込みではなくて、状態像が変わったということでいらしたときにどうなのかという御心配ではないかと私は推測したのですが。

【小川アドバイザー】 福祉というファンドの中でやるということです。医療というファンドではないということで、ファンドの問題です、それは。

【角野メンバー】 状態像さえ既につかんであれば、どなたが受けてくださってもそれは大丈夫だと思います。

【中野メンバー】 お医者様の処方があれば、医療報酬が入るのではないかと入れ知恵があったわけなのですが、全く市の持ち出しになるわけですね。だから、医療とつけたほうが。

【小川アドバイザー】 それはそれで一長一短があると思います。厚労省が指導していますので、その関係で、東京などでは医療というファンドではなくて、福祉というファンドでやっているケースもある。

【小林メンバー】 例えば、巡回相談はここに通われてくるお子さんの適応とかを診ていただく方ですよね。そうすると、直営じゃなくて、委託されている療育部門の方々も、チームになっているわけですか。

【新倉障がい福祉課長】 そうです。利用されているお子さんの集団の場での様子を見に行くなど、チームでの対応は想定をしております。それとは別に、支援者で少し困っているとかいう悩みがある場合は、そちらでうまく解決する方法とか、うまくつないでいただける方法とかというのを含めて、巡回相談の中で対応していければと思います。

【小林メンバー】 わかりました。

【加藤メンバー】 この相談部門は常勤で何名いるのですか。まだ決まっていない？

【須藤福祉部長】 まだ正確には決まっていないのですが、今のところ、非常勤職員制度または非常勤特別職制度といった市の規定がございますが、そういう形での採用を考えています。ただ、まだ確定はしてございません。

【新倉障がい福祉課長】 専門職は非常勤対応で考えております。

【小林メンバー】 子育てファイルはいわゆるサポートブック的なものですね。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【小林メンバー】 まずここを利用された方が、利用開始から支援の状況とか、学校の状況とかというものを、一元的にわかるようなものを、ここで発行するんですか。

【新倉障がい福祉課長】 ここで形をつくって、親御さんと一緒につくっていくというような感じで。こちらでつくるということではなくて、親御さんが主体となってつくるといったイメージです。

【小林メンバー】 ファイルとか、そういうものは。

【新倉障がい福祉課長】 こちらで用意していきたい。

【小林メンバー】 ということなんですね。

【新倉障がい福祉課長】 そうです。

【小川アドバイザー】 多分、そこについてはいろいろなやり方があって、ただ、どちらかというと機関同士の情報共有的なもので、余り成功しているところは見ることがないです。

というのは、絶対個人情報に関係が入ってきますので、そうすると、内容的に非常に薄くなってしまったり、形骸化している例もありますし、個人情報で非常に問題があった例もあります。

こちら側が主体になって、やっていくというのは、いろいろな意味でうまくいかない予測が立つというところからすると、やはり親御さんに御自分のお子さんの記録として、情報としてずっと持っていていただくというのは、個人情報のある意味クリアすることでも、一番成功しやすいやり方なのかなと思っているところで、2つのやり方があると思います。

こちらが発行して、機関が主体となってやっていくやり方と、親御さんにそれをある意味託していくやり方と。後者のほうが、今のところはよろしいのかなというふうな気がしていて、そういう方向で考えています。



【小林メンバー】 ゼロ歳から18歳まで切れ目がないということで、フォーマットはセンターで用意しながら、保管するのは御家族で、必要な場所を出していくという、そういうイメージですね。

【新倉障がい福祉課長】 18歳まではセンターで一緒につくっていきながら、さらにそれが18歳以降の支援にもつながるようにということで用意していければと思っています。

【中野メンバー】 今、保健師さんたちが保健ステーションでやられている検診の経過観察グループというのが、この経過観察グループと同じとっていいのですか。

【新倉障がい福祉課長】 そこを経て療育の必要な方がつながった場合に、その次の支援をどういうふうにつなげていったらいいのかというところで、もう一度グループの中で様子を見て、その後に、児童発達支援につながるのか、あるいは個別の機能訓練のほうがいいのかという、その辺の見立てをするグループというような形で今は考えています。

【中野メンバー】 じゃ、今やっているものはそのまま継続で、その中の一部の方がこちらにつながってくるとっていいですか。

【新倉障がい福祉課長】 多分、全員が全員、療育というわけではないと考えています。検診のりすグループ、うさぎグループは、親の接し方の部分などのフォローも含めてということなので、必ずしも、全員が療育につながるということではないと思いますので、また療育につながったところで、この先はどうしていったらいいのかというのは、改めて見立てをさせていただくということで考えています。

いかがでしょう。よろしいですか。

では、続いて、2点目の送迎についての説明をさせていただきます。

こちらの送迎につきましては、児童発達支援のプログラムですとか、時間割とかというのが、まだ詳細に決まっておきませんので、あくまでもイメージ、想定している案ということで御承知おきいただければと思います。

では、説明をさせていただきます。

【伊達障がい福祉課専任主査】 それでは、お手元にお配りさせていただきました資料2です。  
(仮称) こども発達支援センターでの送迎について、こちらの資料をごらんください。

今、こちらセンターでの送迎については、こちらに書いてございます、①の定点運行と、②のシャトル運行の、2形態での運行を考えております。①の定点運行につきましては、平成28

年10月から行います児童発達支援、平成29年度から行います放課後等デイサービスの利用者のプログラムの行きと帰りについて送迎を行うことを考えております。そちらの絵のほうは一例ということでお示しをさせていただいておりますけれども、それぞれのプログラムの利用者の方の最寄りの公共施設等の定点を定めまして、今のところ2ルートで、例えば西と東という形で、利用者の方をプログラムの行きで送迎を行い、プログラムが終わった後に帰りということで、またお送りをするという形の形態を考えてございます。

②のシャトル運行のところですが、こちらの主な利用者としたしましては、児童発達支援や放課後等デイサービス以外の、例えば相談にいらっしゃる方ですとか、資料の1でもお示しいたしましたが、経過観察のグループですとか、機能訓練を利用される方が必要に応じて、使いたいときに事前の連絡をしていただければ、こども発達支援センターからJRの逗子駅までお迎えにあがっていくという形を予定しております。

シャトル運行は、①の定点を巡回していく運行の合間に、こういったシャトル運行という形で送迎を行うというところを考えてございます。

裏に、運行予定表の（案）という形でお示しをさせていただいております。今、御説明させていただきましたが、この児童発達支援のプログラムの時間帯等もまだ固まっておりません。今、あくまで一例として、例えば午前が9時半から11時半まで児童発達支援を行った場合、午後として2時から4時まで児童発達支援を行った場合、どのような形で運行ができるのかというところを考えた表でございます。

例えば、9時半に児童発達支援が始まるとしますと、大体8時半ぐらいにセンターを出発して、それぞれ市内の3カ所、また4カ所をそれぞれ回って、1時間ぐらいかけて、センターへ送迎を行い、その9時半から11時半までの児童発達支援のプログラムを行っている間にシャトル運行という形で、センターとJRの逗子駅の送迎を行い、また、11時半に午前中の児童発達支援のプログラムが終了した後に、また11時半から12時半ごろまでかけて帰りの送迎を行い、午後のプログラムを2時と4時という設定をした場合には、同じようにそれぞれ1時間前後かけて行きと帰りの送迎を行うとした場合の（案）という形で作成をさせていただいております。

こちらの送迎の定点での巡回の運行と、あとシャトル運行につきまして、現在、療育を利用されている方にアンケートを行いまして、その結果を御報告させていただきます。

送迎に対するアンケートというところで、親子教室を利用されている方については、①の定

点での巡回の送迎を希望しますかという形でお聞きいたしました。選択肢としては、3つございまして、①が希望する、②が希望しない、③が駐車スペースが確保できるならば自家用車で通所したい、その3つのいずれかということで、まずお聞きをいたしました。

回答の方に重複して2つ丸をつける方とか、いろいろいらっしゃったんですけども、一応、数といたしましては、①の希望するという方が16名、希望しないという方が3名、駐車スペースが確保できれば自家用車で通所したいとした方が15名で、希望する方と、あとは自家用車で通所したいという方がほぼ半々という形になっています。

申しおくれましたけれども、35通の回答をいただいています。

続いて、現在、療育相談を利用されている方について、②のシャトル運行の利用について希望しますかという形でアンケートを実施いたしまして、こちらの選択肢も先ほどと同じで、①希望する、②希望しない、③駐車スペースが確保できれば自家用車で通所したい、のいずれかでお聞きをいたしました。その結果といたしまして、①の希望すると回答された方が15名、希望しないという方が3名、駐車スペースが確保できれば自家用車で通所したいという方が15名、こちらも半々の形になってございます。

こちらのアンケートの中で、自由意見という形で書いていただいたところ、就学前については自家用車でいきたいけれども、就学後については送迎を使いたいという意見がございました。また、送迎について、学校からセンターまで送迎をしてもらいたいという意見もございまして、もう一つとしては天気が悪いときについて利用したいというような自由意見がございました。

資料2についての説明は以上になります。

**【新倉障がい福祉課長】** 現在、センターの駐車場スペースの台数といたしましては、15台を予定しておりまして、今の青少年会館の周りに8台、それから入り口のところに持田遺跡の収蔵庫があるんですが、そこを駐車場として利用する予定をしております、そちらに7台ということで、全部で15台は駐車スペースを確保することができましたので、報告させていただきたいと思います。

それでは、送迎に関しまして、何か御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

**【中村メンバー】** 先ほど話題に出ておりました母子保健から、まず最初に、この場に行ってくださいといったときの足の確保ということでお聞きをしたいんですが、このバスというのは、初回に行ったり、飛び込みで行く方は想定していなくて、あくまでも児童発達支援と放課後等

デイサービスを利用している人たちだけをターゲットにしているという理解でよろしいですか。

【新倉障がい福祉課長】 シャトル運行については、それ以外の方も想定していますので、母子保健のほうから最初に相談ということになりますと、相談の予約をしていただくかと思いますので、その方は必要であれば御利用いただける。

【中村メンバー】 となりますと、今の相談体制とうまく組み合わせていただかないと、遅い時間に行って、帰ろうと思ったら、午後5時まで帰れないというのは、とても厳しいと思えます。この全部のサービス利用の方を送迎し終えて、その合間を縫ってというふうになると、今9時ぐらいから相談が入っていると思えますが、そういう方たちは使えないという。

【新倉障がい福祉課長】 利用を希望される方は、送迎も利用できるような時間帯に相談の予約を入れさせていただいて、今アンケートの結果もお知らせしたように、御自分で自家用車で御利用を希望されている方もいらっしゃいますので、時間が自由になる方は、そちらを御利用いただくとかということで、受け付けの段階で調整はさせていただくようになるかと思えますが、なるべく必要な方には御利用いただけるように配慮したいと思っております。

【中村メンバー】 使える可能性もあるというところで、その件はわかりました。

あと、駐車スペースの件なのですが、3階に教育研究所があると思うのですが、それとは別に15台あるという理解でよろしいですか。

【新倉障がい福祉課長】 あの建物として15台なので、教育研究所も含めた台数になります。私のほうで伺っているのは、教育研究所も、同じ時間帯に相談が入るとするのは2件が限度と聞いておりますので、そういう相談とか機能訓練、それから児童発達支援の利用者以外の方は、なるべく車の利用は控えていただくということで、相談者の方、利用される方がなるべく利用できるような配慮でアナウンスはしていきたいと思っております。こちらの同じ時間帯の相談も、多分4名程度が限度だと思いますので、同じ時間帯に重なったとしても、機能訓練も含めて6名の方が、同じ時間に重なる可能性があるかもしれませんが、そうであれば、駐車スペースはある程度確保できているかなとは想定しております。

【中野メンバー】 駐車スペースはどう考えても私は不安。これから放課後デイとかが始まると、そういう方たちも帰りは親が迎えにくるので、とても大変になりそう。そのころには、療育の小さい方はいないからとは思いますが、今の段階で15台、自家用車を希望されているわけですね。それが今後、出ていく方と入れかわりがあるのかもしれないけど、増えることもあ

るでしょうし、機能訓練の方や教育研究所に来る方と重なるという可能性があるし、そのバスはどこにとめるんですか。

【新倉障がい福祉課長】 バス乗降は建物の入り口で、待機場所は別に想定している。

【中野メンバー】 とめてはおかないけど、シャトル便が来るから、その都度というわけですよ。バスの大きさ、ちょっとイメージができないのですが。

【新倉障がい福祉課長】 バスは11人乗りくらいのワンボックスを想定しています。例えば児童発達支援、放課後等デイサービスの部屋は3つあるのですが、児童発達支援2クラス、放課後デイ1クラスの定員というのが、それぞれ5名の定員で今、想定しておりまして、日々では5名、加えて125%までの定員超過が認められているので、多ければ6人ということで、18人が同じ時間帯に利用する可能性があるということになります。

【中野メンバー】 大丈夫でしょうかね。何か不安があるのですが。

【新倉障がい福祉課長】 少し不安はあるかもしれませんが、今、その日々の利用者の数と、相談、機能訓練を利用される方の数と、あと時間帯等を含めると、スタートの時点ではこれだけかせていただいて、様子を見ながらということになるかと思います。それについては、動かしてみてもどうなるのかなということで、結果、送迎車が空っぽの状態で回ることにはならないように、何とか工夫はしたいと思っています。

【中野メンバー】 車に乗せるということで、肢体不自由のお子さんが親子で乗るのか、1人で乗るということもあるわけですよ。その場合に、今、養護学校のスクールバスなんか、特別なシートみたいなのを必要とされる方がいると思うのですが、そういう方のことは今は想定外。

【新倉障がい福祉課長】 支援者がついて、乗れるような形で配慮をしていくということで。

【中野メンバー】 その辺もよく組み合わせて、この人がいつ来るかということで、車もそういう状態に整えるということですか。

【新倉障がい福祉課長】 その日は誰が利用するということが明らかな上で、定点のほうも変わってくると思いますので、月曜日はABCというところを回るけれども、火曜日はBCDとか、EFGとか。

【中野メンバー】 じゃあ、利用者によって定点も少し。

【新倉障がい福祉課長】 そうです。

【中野メンバー】 柔軟に考えられるということですか。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【小林メンバー】 未就学のお子さんも1人で乗るといふか、そういうことの想定はあるんですか。

【新倉障がい福祉課長】 基本的には親子での通園なのですが、母子分離というときもありますので、それでも行きは親御さん一緒に、帰りは別とか、逆に、行きはお子さん1人で来て、帰りは親御さんに迎えにきてもらうとかということ、その日に必ず1回は、スタッフと御家族とでお話ができる機会を設けるといふことを前提に今考えております。

【小林メンバー】 じゃ、当たり前ですけれども、いつも、常に指導員が1人乗ってきているんですよ。

【新倉障がい福祉課長】 そうですね。

【友野メンバー】 基本構想の中に、幼稚園とか保育園とか巡回相談を盛り込んであると思いますが、例えば、保育園に行って、どうしてもこちらに行っていただきたいなという方がいたとしますよね。そのときには、送迎の運用は、考えないのでしょうか。

【新倉障がい福祉課長】 できないこともないと思いますが、幼稚園・保育園で必要だと思って、親御さんも必要だと思っていただけているといいのかもしれませんが、支援者が必要と思っても、親御さんのほうでそうは思われぬ方もいらっしゃるかと思っておりますので、十分に親御さんと調整がとれて、可能であれば個別に検討をさせていただくということになるかと思っております。

お預かりではないので、必ず親御さんとのやりとりが発生するといふことは、御理解いただいた上で御利用いただくとお思いますので、行きも帰りも保育園にお迎えに行って、保育園に帰すといふことは、御家族とのつながりがぬいので、そういう方については、別な形で何かうまく対応できるように、個別に少し考えさせていただくのではないかと思っております。やはり利用した方がいいなというお子さんは必ずいらっしゃると思っております。

【友野メンバー】 県央福祉会は、そういう送迎のことはおやりになっているのですか。

【宇山氏】 ないです。基本的に、幼児期は御家族と子どもの不安感を取り除いて、子どもの支援も大事なのですが、多分、家族7、子ども3ぐらいの割合で、幼児期の支援をしていますので、一緒に来ていただきまして、いろいろお子さんの特徴とかを一緒に考えながら、こうい

う行動をした、こんなことを考えているから、こういうことをしてしまうかもしれないので、こんなふうにしてみましょうという、いろいろアドバイスをしながらやっていきます。

うちは今7つの事業所がありますが、通園は1カ所ありまして、それ以外は午前中だけの児童発達を行っておりますので、そういったところであれば、保育園に通われているお母さん方も午前中、親子で一緒に来られて、終わった後にお母さんが保育園に連れて、お仕事に行かれたりとかされていますので、原則はやはり御家族に来ていただいて、いろいろお話をすることを大事にしています。

【中野メンバー】 そうすると、移動支援を使ってということは想定外でしょうか。母子分離のお子さんを、要するに移動支援のヘルパーに預けて通わせる、今そういうことをしている方、ほかのところではあるみたいですが、そういうことは想定していらっしゃるのですか。

【新倉障がい福祉課長】 もともと移動支援は、事業所で送迎がある場合には利用は想定していませんが、ただ、例外的に対応している場合があるということで、移動支援で仮に利用されたとしても、行きだけとか帰りだけでも、どこかでは御家族と必ずお話をさせていただいてということになりますので、その辺の説明を、相談を受けた中で、利用に当たってはこういうふうに進めていきたいということを御理解いただいた上で、対応させていただきたいと考えています。

【小川アドバイザー】 例えば、今、行きは一緒、帰りは単独でという話もありましたけど、例えば、どっちもだめだと言ったときに、じゃ来ないでくださいという話になるかという、そこはやはり個別で考えるということになると思います。

だから、原則論としては、こういう考え方は持っているけれども、例えば送迎についても移動支援についても、最終的にはケース・バイ・ケースで、そのときに一番いい方法を選んでいくということでお考えいただければというか、そういう柔軟性は基本的に持っているということで御理解いただいたほうがよろしいような気がします。

【中野メンバー】 もう一つ、これは今さらのことなのかもしれないのですが、設備の問題になるので、雨の日に車から降りて入るまでに濡れてしまうのではないかなと思うのですが、それを今からは何とかできないのかなと。

【伊達障がい福祉課専任主査】 入り口のところに1カ所、身障者用の駐車スペースを設けております。その駐車場の真上にはないのですが、駐車スペースのすぐそばまでは、ひさしが出

ておりますので、そちらにとめていただければ、降りたらすぐひさしがあるという状態ではございます。その身障者以外の駐車スペースにつきましては、屋根はないのですが、今回、今までは斜めになっていたところを、フラットにして5台分入り口の近くにございますので、おりて数メートルございますけれども、入り口までは割とスムーズに行けるのかなとは思っております。

【中野メンバー】 その送迎バスというのは、送迎車が着いたときに、濡れずにおりられるのですかということ。要するに、1つ駐車場があって、でもそこにとまっちゃったら、ほかの人は……

【伊達障がい福祉課専任主査】 そうですね。駐車スペースは確保しているんですけど、その横にもスペースがございますので、仮に身障者用のところに1台とまっても、その横のところに送迎バスとまりますので、すぐに屋根があるところには行けるというところがございます。

【中野メンバー】 やはりさっとおられることでないわけだから、親がおりて本人をおろすときに、雨風強ければびしょ濡れになってしまう、何とかそれが防げるようにできているかなと、ちょっと心配だったのですが。

【新倉障がい福祉課長】 いかがでしょうか。送迎に関しまして。

【山本メンバー】 小川さん、一般的に、送迎サービスというのは、あるものなんですか。

【小川アドバイザー】 あるといえばあります。あるといえばありますという言い方は変ですけども、通常、定点が多いですね。横浜の例で言えば、一定程度決まったコースで、その中で対応するというところが多いです。多いというか、それが全てです。ドア・ツー・ドアはまずないです。あとシャトルについては、やっているセンターあるのですが、ほぼほぼガラガラなんです。なので、これについては、やってみてということではあると思うのですが、ほとんどの方は自家用車で御利用になるということに、結果的にはなるかなということで、シャトルは本当に利用される方は、現実には少ないです。

【山本メンバー】 ほかと比べてこれの送迎のサービスのレベルというのは、高い、低いとかというのは。

【小川アドバイザー】 上ではないかもしれませんが、上の下ぐらいというか、遜色はないというレベルだろうとは思いますが。

【山本メンバー】 わかりました。



【小林メンバー】 これって児童発達と放課後デイの、法定の加算になるのですか。

【新倉障がい福祉課長】 そうではなく、施設として送迎を行うということです。

【中村メンバー】 そうすると施設としてということは、教育との総合センターなので、教育のほうにいらっしゃりたい方も願います、シャトルを使わせていただくことが可能になるんですよ。

【新倉障がい福祉課長】 予約の時点で、その時間に合わせていただく工夫が必要かと思えますけれども、御利用いただくことは可能です。

アドバイザーからもありましたが、加えて、お車のない方もいらっしゃいますので、そういった方への配慮も含めて、用意はさせていただきたい。

いかがでしょうか。もし送迎のことでなくても、前段のほうでも、思い出してということであれば、それでも構いませんので、何かございましたら、全般的にお願いいたします。

【山本メンバー】 今さらというわけでもないのですが、この事業の目的は、ゼロ歳から18歳までの切れ目のない支援が目的ですが何となく、その先も何かうたってもいいのではないかという気がするのですが。もう少しわくわく感がないかな。こちらで熱く語っていただくと雰囲気が変わって、モチベーションもよくなるのでは。

そういうところも少し考えていただけるといいのではないかな。市民の方にも、全然アピールが違ってくると思えます。そういうふうに感じました。

【新倉障がい福祉課長】 12月の広報で愛称の募集もありますので、それらも含めて。あと開設に当たっては、リーフレット等もつくっていったり、ホームページを開設したりということもありますので、その際には、そういった工夫を十分させていただければと思えますし、皆さんからまたぜひご意見をいただければと思えます。よろしく願いいたします。

【中野メンバー】 これは要望ですが、相談に来る人とか、兄弟児がいる方もあると思えます。その兄弟がどこか保育園なり幼稚園なりに行っていけばいいけれど、行っていないお子さんを持った方も当然来ると思うので、そのときに、兄弟児は置いてきてくださいとか、そういうことではなくて、兄弟児を連れていっても一緒に見てくださるとか、ボランティアを置いてくださるとか、何かそういうふうに、親子の支援なのだから、家族ぐるみで見ただけのような、その本人と親だけという感じではなく、していただけるといいな。

【新倉障がい福祉課長】 そうですね。そういった工夫も考えていきたいと思っております。

【山本メンバー】 全然関係ない話なのですが、スズキヤの跡地にパチンコ屋が建っちゃったじゃないですか。タイミングがよければこの事業が入れたのか。すごい残念だなと通るたびに思っているのですが。

【小川アドバイザー】 スペース的には全然違ったと思います。とても今の機能は入らなかったと思います。今、青少年会館で用意できる機能はできなかった。そこを今度、どう考えるかというところでは。

【新倉障がい福祉課長】 ちょっとお時間早いですけれども、皆様のほうから御意見、御質問等ございませんようでしたら、議題はこれで終了させていただきますが、よろしいでしょうか。

本日はたくさんの意見をいただきまして、ありがとうございました。

検討会についてはこれで終了させていただきます。進行につきまして御協力いただきましてありがとうございました。

それでは、最後に次回のこの会議の日程調整をさせていただきたいと思います。次回は、28年2月に開催をさせていただければと思っております。

< 日程調整 >

【新倉障がい福祉課長】 では、本日欠席のお二方の予定も含めて調整をさせていただきまして、また後日、早目に連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。お忙しいところありがとうございました。